

## 昭和三十七年法律第百四十五号

(自動車の保管場所の確保等に関する法律)

**第一条** この法律は、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用的適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自動車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する自動車(二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の特殊自動車を除く。)をいう。

二 保有者 自動車損害賠償保障法(昭和三十一年法律第九十七号)第二条第三項に規定する保有者をいう。

三 保管場所 車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。

四 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十一号)第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

五 駐車 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。(保管場所の確保)

**第三条** 自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所(自動車の使用の本拠の位置との間の距離その他)の事項について政令で定める要件を備えるものに限る。第十二条第一項を除き、以下同じ。)を確保しなければならない。(保管場所の確保を証する書面の提出等)

**第四条** 道路運送車両法第四条に規定する处分、同法第十二条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。以下同じ。)又は同法第十三条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。以下同じ。)を受ける者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。ただし、その者が、警察署長に対して、

当該書面に相当するものとして政令で定める通じたときは、この限りでない。

2 当該行政庁は、前項の規定による命令を出したときは、同項の処分をしないものとする。

3 軽自動車である自動車を新規に運行の用に供しようとするときは、当該自動車の保有者は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。

**第六条 削除**(保管場所の変更届出等)

**第七条** 自動車の保有者は、第四条第一項の政令で定める書面若しくは同項ただし書の政令で定める通知(以下この条において「書面等」という。)において証された保管場所の位置を変更したとき(道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合において、書面等において証された保管場所の位置を変更したときを除く。)又は第五条の規定による届出に係る保管場所の位置を変更したときは、変更した日から十五日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、変更後の保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。変更後の保管場所の位置を変更したとき(同法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合において、書面等において証された保管場所の位置を変更したときを除く。)も同様とする。(通知)

4 公安委員会は、前項の申告を受けたときは、速やかに当該申告に係る保管場所の位置に当該自動車の保管場所が確保されているかどうかを確認しなければならない。

5 公安委員会は、当該申告に係る保管場所の位置に当該自動車の保管場所が確保されていることを確認したときは、当該自動車の保有者に対し、文書で確認した旨を通知し、かつ、第二項の規定によりはり付けられた標章を取り除かなければならぬ。

6 何人も、第二項の規定によりはり付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、また、前項の規定による場合を除き、これを取り除いてはならない。

(聴聞の特例)

7 第十二条の規定による場合において、保管場所の位置を変更したとき(同法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとする場合において、書面等において証された保管場所の位置を変更したときを除く。)も同様とする。

8 警察署長は、自動車について、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていない場合において、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

(自動車の運行供用の制限)

9 自動車の使用の本拠の位置を管轄する公

用に供してはならない旨を命ずることができる。

2 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一 自動車が道路上の同一の場所に引き続き十時間以上駐車することとなるような行為(以下「自動車が夜間(日没時から日出時までの時間)に道路上の同一の場所に引き続き十八時間以上駐車することとなるような行為」といいう。)。

2 当該行政庁は、前項の規定による命令を出したときは、同項の処分をしないものとする。

3 前二項の規定は、政令で定める特別の用務を行なうため必要がある場合その他政令で定められる場合には、適用しない。

**第十一条** 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、使用の本拠の位置がその管轄に属する自動車の保有者又は当該自動車の保管場所に關する報告又は資料の提出を求めることがある。

**第十二条** 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、使用の本拠の位置がその管轄に属する自動車の保有者又は当該自動車の保管場所に關する報告又は資料の提出を求めることがある。(報告又は資料の提出)

**第十三条** 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業(以下「自動車運送事業」という。)又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業(自動車を使用して貨物の集配を行うものに限る。以下「第二種貨物利用運送事業」という。)の用に供する自動車については、第四条、第五条、第七条、第九条、第十条及び前条の規定を適用せず、その保管場所の確保に関する限りは、この法律に定めるもののほか、道路運送法、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)若しくは貨物利用運送事業法又はこれらの法律に基づく命令の定めるところによる。

2 自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業の用に供する自動車(以下「運送事業用自動車」という。)の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、運送事業用自動車の保有者が道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していないおそれがあると認めるとときは、当該事業を監督する行政庁に対し、その旨を通知するものとする。

3 運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなつた場合において引き続き当該自動車を運行の用に供しようとするとき(道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとするときを除く。)の当該自動車の保有者は、当該自動車が運送事業用自動車でなくなつた日から十五日

相当な期間は、二週間に下回つてはならない。第一項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 第一条の規定により聴聞の期日までにおくべき(保管場所としての道路の使用の禁止等)

2 当該行政庁は、前項の規定により聴聞の期日までにおくべき(保管場所としての道路の使用の禁止等)に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき(保管場所としての道路の使用の禁止等)

3 第一条の規定により聴聞の期日までにおくべき(保管場所としての道路の使用の禁止等)に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき(保管場所としての道路の使用の禁止等)

以内に、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他の政令で定める事項を届け出なければならない。

**第十四条** この法律又はこの法律に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

(経過措置)

**第十五条** この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は国家公安委員会規則でその制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(國家公安委員会規則への委任)

**第十六条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関する必要な事項は、国家公安委員会規則で定めできる。

(罰則)

**第十七条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、三十日以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の規定による公安委員会の命令に違反したとき。

二 第十一条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用したとき。

三 第十一条第二項の規定による公安委員会の命令に該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 自動車の保管場所に関する虚偽の書面を提出し、又は警察署長に自動車の保管場所に関する虚偽の通知を行わせて、第四条第一項の規定による処分を受けたとき。

二 第十一条第二項の規定に違反したとき。

三 第十一条第二項の規定による公安委員会の命令に該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五条、第七条(第十三条第四項において準用する場合を含む)又は第十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九条第六項の規定に違反したとき。

三 第十二条の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

**附 則** (昭和四四年八月一日法律第六八号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第五条の規定は公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、第六条第三項中道路交通法第百十三條の二の規定を準用する部分は行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の施行の日から施行する。

(適用地域等に関する経過措置)

2 第四条、第五条、第七条(第十三条第四項において準用する場合を含む)及び第十三条第一項に於ける経過措置

3 第十一条の規定は、当分の間、第四条第一項の处分に係る自動車又は軽自動車である自動車の区分に従いそれぞれ政令で定める地域以外の地域に使用の本拠の位置が在る自動車の保有者については、適用しない。

4 第八条から第十条までの規定は、当分の間、前項の政令で定める地域以外の地域に使用の本拠の位置が在る自動車及び当該自動車の保有者については、適用しない。

5 自動車の使用の本拠の位置を附則第二項の命令で定める地域からそれ以外の地域に変更した自動車の保有者については、第七条(第十三条第四項及び附則第七項において準用する場合を含む)の規定は、適用しない。

6 次に掲げる軽自動車である自動車の保有者は、当該自動車の保管場所の位置(保管場所の位置を変更した場合には、変更後の保管場所の位置)、保管場所の位置(保管場所の位置を変更した場合には、変更後の保管場所の位置)その他の政令で定める事項を届け出なければ

ならない。この場合において、第一号に掲げる保有者に係る届出は、当該保管場所の位置を変更した日から十五日以内にしなければならない。

一 軽自動車である自動車についての附則第二項の政令で定める地域(以下「軽自動車適用地域」という)以外の地域から軽自動車適用地域に変更した当該自動車の保有者であつて、当該自動車の保管場所の位置を変更したもの

二 一の地域が軽自動車適用地域となつた際現に当該一の地域に使用の本拠の位置を有して運行の用に供されている軽自動車である自動車について当該一の地域が軽自動車適用地域となつた日(以下「適用日」という)以後に適用日における保有者の変更があつた場合における新保有者であつて、軽自動車適用地域にその使用の本拠の位置を有して当該自動車を運用の用に供しようとするもの

三 七条の規定は、前項の規定による届出に係る保管場所の位置を変更した場合について準用する。

4 附則第六項の規定又は前項において準用する第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、十円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

**附 則** (昭和三八年七月一五日法律第一号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(施行期日)

2 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 第四条 改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律(次項において「旧法」という)第六条第一項又は第二項の規定に基づく指定又は

4 制限で、この法律の施行の際現にその効力を有するものは、改正後の道路交通法第四条第一項の規定に基づく交通の規制とみなす。

5 旧法第六条の規定又はこれに基づく处分に違反した行為に関しては、旧法第六条、第七条、第十条第二項及び第十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七条中「第一百八条」とあるのは、「第一百八条の三」とする。

**附 則** (昭和三九年六月一日法律第九一号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(施行期日)

2 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 第四条 改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律(次項において「旧法」という)第六条第一項又は第二項の規定に基づく指定又は

4 制限で、この法律の施行の際現にその効力を有するものは、改正後の道路交通法第四条第一項の規定に基づく交通の規制とみなす。

5 旧法第六条の規定又はこれに基づく处分に違反した行為に関しては、旧法第六条、第七条、第十条第二項及び第十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七条中「第一百八条」とあるのは、「第一百八条の三」とする。

**附 則** (平成二年七月三日法律第七四号) 抄

1 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 第二条並びに附則第六項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定 昭和四十一年七月一日法律第一二号) 抄

3 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

4 第二条並びに附則第六項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定 昭和四十一年七月一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

**第二条** この法律の施行の際現に改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律第三条の規定により自動車の保有者が確保している当該自動車の保管場所は、改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「新法」という。）の規定の適用については、新法第三条の規定により確保している自動車の保管場所とみなす。

**第二条** この法律の施行の際現に改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律第三条の規定により自動車の保有者が確保している当該自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「新法」という。）の規定の適用については、新法第三条の規定により確保している自動車の保管場所とみなす。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)  
**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により施行された聴聞（聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。）  
(政令への委任)

**第五十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。  
**附 則** (平成七年四月二一日法律第七三号) 抄 (施行期日)  
1 この法律は、平成八年一月一日から施行する。  
(経過措置)

**第二条** 新法第六条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請に基づき施行日以後に第四条第一項の政令で定める書面を交付した場合には、適用しない。

**第三条** 新法第九条及び第十条の規定は、この法律の施行の際に運行の用に供されている自動車の保有者が施行日以後も引き続き当該自動車を運行の用に供している場合（施行日以後に当該自動車につき道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）第十二条に規定する处分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）又は同法第十三条に規定する处分（使用的本拠の位置の変更を伴う場合に限る。）に係る新法第四条第一項の政令で定める書面の交付があつた場合及び新法第七条第一項の規定による届出をした場合を除く。）における当該保有者及び当該自動車については、適用しない。

**附 則** (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお從前との例による。

(罰則に関する経過措置)

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百六十一条において「国等の事務」という。は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

**第一百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、(その他の経過措置の政令への委任)  
**第一百六十五条** 附則第二百五十九条の規定（この法律の施行前に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）  
**附 則** (平成二年七月一六日法律第八七号) 抄 (施行期日)  
1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この法律の施行前に正規前それぞれの法律（「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものと除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**附 則** (平成二年七月一六日法律第八七号) 抄 (施行期日)  
1 第一条中地方自治法第二百五十条の次に第一条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十条の規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第七十七条の改正規定に係る部

(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条のただし書き、第六十条、第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第五百六十一条、第五百六十三条、第五百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日  
(国等の事務)

**第二百五十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第二百五十二条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行なるものとする。

**第二百五十三条** 政府は、(その他の経過措置の政令への委任)  
**第二百五十四条** この附則に規定するもののほか、(その他の経過措置を含む。)は、政令で定める。

**第二百五十五条** 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

**第二百五十六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二百五十七条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二百五十八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第二百五十九条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(政令への委任)

**第八条** 附則第二条から前条までに定める日の間において政令で定める日から施行する。

**第二条** この法律は、平成十七年十一月三十一日までに係るものについての同法による不服申立て（政令による委任）

**第一条** この法律は、平成十七年十一月三十一日までに定めるものについて政令で定める日から施行する。  
**附 則** (平成一六年五月二六日法律第五五号) 抄 (施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(政令への委任)

**第八条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第二条** この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(政令への委任)

2

3

1 (施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和六年五月二十四日法律第三五  
号)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。